

○東京都市大学情報基盤センターYC 運営委員会規程

〔平成 23 年 12 月 15 日〕
制 定

改正 平成 26 年 5 月 13 日

(設置)

第 1 条 東京都市大学情報基盤センター規程第 9 条に基づき、情報基盤センターYC の運営を円滑に行うため運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成員)

第 2 条 委員会の構成員は、以下の通りとする。

- (1) 委員長は、情報基盤センター副所長(横浜キャンパス)があたる。
- (2) 情報基盤センター運営会議構成員の横浜キャンパス所属教員
- (3) 各学科より若干名。ただし、(2)の構成員が兼ねることができる。
- (4) 事務局若干名
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 幹事は、事務局があたる。

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 2 号から第 5 号までの構成員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 4 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、構成員の 3 分の 1 以上から委員会の招集を請求された場合には、これを招集しなければならない。
- 3 委員会を開くには、構成員の過半数の出席を必要とする。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、情報基盤センター副所長(横浜キャンパス)が行う。

付 則(平成 26 年 5 月 13 日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。